年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 52 件

国民年金関係 19件

厚生年金関係 33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年5月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間当時、父が納付してくれていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後検索により昭和 39 年4月以降に払い出された形跡がうかがえることから、加入手続のみ行い保険料を納付しなかったとしている行政上の記録は不自然であり、同時点で現年度保険料であった昭和 38 年度の保険料が納付されたと推認できる。

また、申立期間直前の昭和 38 年3月分の国民年金保険料が、申立人が当時居住していたA市の被保険者名簿により、39 年6月 23 日に過年度納付されたことが確認できるが、その父が同時点で同様に納付可能だった昭和 38 年度の保険料を納付せず、38 年3月の1か月の保険料のみ納付したとするのは不自然であり、かつ、同時点で 38 年度の保険料が納付済みであったために未納だった 38 年3月分の保険料のみを納付したとも考えられる。

さらに、同名簿により、申立期間直後の昭和 39 年6月分の国民年金保険料が、39 年7月1日に納付された記録が確認できるが、申立期間当時、同市では年度当初から3か月ごとに保険料を収納していたことから、申立期間内の同年4月分及び5月分が未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

A市の実家からB地の大学に通学していた申立期間当時、母が私の分を含め、家族の国民年金保険料を納付していたので、私の納付記録のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親に、国民年金の加入手続をしてもらい、家族の保険料とともに、申立人の保険料も納付してもらっていたと申し立てており、事実、申立期間当時、国民年金に加入していた申立人の家族は、申立人を除き、すべて保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 2 月に、その兄の手帳記号番号はそのわずか 2 か月後の同年 4 月に、それぞれ払い出されたことが確認でき、兄の国民年金保険料は、20 歳の 41 年 3 月からの納付記録があるにもかかわらず、申立期間当時、家族の保険料をまとめて納付していたとする母親が、申立人の申立期間の保険料のみ、納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、母親が集金人を通じ国民年金保険料を納付していたとする申立期間当時、自宅で母親が保険料を納付した際、国民年金手帳に印紙が貼付されていたことや、納付後母親から、申立人の保険料を納付したと聞かされたことなどを鮮明に記憶しているとしており、その申述内容は信憑性が高いと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで

② 昭和49年1月から同年3月まで

私は昭和 38 年 4 月に国民年金の加入手続をしてから、57 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの間、集金人だった地区の婦人会の役員を通じて、国民年金保険料を毎月欠かさず納付してきた。

また、申立期間①の期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで及び②の期間の保険料は、夫婦一緒に納付していたので、私の保険料のみ、申立期間①が申請免除とされ、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容のとおり、A町では、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた地区には、国民年金保険料の納付組織が存在していたことが確認でき、保険料を集金していたものと推認できることから、その申立内容には、信憑性が認められる。

また、申立人は、昭和 38 年4月に国民年金の加入手続をしてから、57 年4月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、50 年4月から 57 年3月までの7 年間は、付加保険料も納付しているなど、国民年金制度への理解が深く、納付意識も高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間①については、申立期間①前後の期間の国民年金保険

料は納付済みであり、申立期間①前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化が無いとしていることから、申立人が、申立期間①のみ保険料の納付免除を申請したとは考え難い。

加えて、申立期間②については、申立期間①及び②を除いて、夫婦の納付記録は一致しており、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられることから、申立人の夫が納付しているにもかかわらず、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年12月まで

② 昭和52年4月から53年3月まで

社会保険事務所で納付記録を調べてもらったところ、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除期間と言われたが、昭和 53 年に市役所からそれまで納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付できるとの通知を受け、申立期間①及び②の保険料として 60 万円以上を妻に一緒に納付してもらったので、社会保険事務所で言われたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 53 年 11 月 28 日にA市のB郵便局で申立人の それまで納付していなかった国民年金保険料をすべて特例納付及び過年度 納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁 の特殊台帳によると 36 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料が特例納付され、 51 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料が過年度納付されているが、農地を 売り渡したことにより保険料を納付する資力があったとする申立人が申立 期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。また、申立期間① 直後の 51 年 1 月から同年 3 月までの社会保険庁の未納の記録が、申立人 の所持している領収書により、平成 20 年 4 月 11 日に納付済みに訂正され ていることから、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことも否定 できない。

また、申立期間②については、申立人は、昭和52年8月22日に国民年金の加入手続をA市役所で行った際に国民年金保険料の免除申請を行い承

認された記録が同市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立人は保険料の免除申請を行ったことはないと申述しているとともに、加入手続を行った当時は保険料を納付する資力があったとしていることから、保険料の免除申請を行うことは不自然である上、A市の国民年金被保険者名簿では昭和53年度も免除申請とされているが、前年52年に農地を売り渡した所得があったことから免除申請が承認されたとは考え難いため、行政側の事務処理に不備があった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に保険料未納期間は無く、納付意識は高かったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 61 年分の確定申告書の写しの社会保険料控除欄に国民年金保険料を支払っていることが記載されており、 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 61 年分の確定申告書(写し)には、申立人の国民年金保険料としての支払額が記載されており、その金額は当時の保険料額と一致している。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、 国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認めら れる。

さらに、申立期間当時、申立人の営む事業は経営的に安定しており、申立人が国民年金保険料を納付することが困難となる特別な事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の国民年金 保険料について、未納となっているとの回答を得たが、妻が保険料 を納付しており未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の保険料納付を実際に行ったその妻が、申立人と合わせて二人分の申立期間の保険料を納付したとしているところ、妻は、昭和 49 年1月にA銀行(現在のB銀行) C支店で納付したという個別具体的な記憶がある上、妻の申立期間にかかる保険料納付記録は納付済みとなっている。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入以降は申立期間以外未納が無く、納付意欲は高かったと考えられる。

さらに、申立人の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの保険料納付記録は、 当該期間の領収書があったことから未納から納付済みに記録訂正されて おり、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月から42年5月までの期間の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納 付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から39年4月まで

② 昭和39年5月から40年3月まで

③ 昭和40年4月から42年5月まで

申立期間①は、A町で夫が浄水場建設現場に勤務していたときに、 夫の職場の寮の炊事や掃除などの仕事をしており、給与から国民年金 保険料を控除してもらっていた。申立期間②は出身地のB村(現在は C市。)役場で国民年金に加入し、保険料は地域の納税組合の集金係 が当番で集金にきており、夫の分と一緒に夫の母が納付していたはず である。また、申立期間③については、D所で夫と一緒に勤務してお り、保険料を給与から控除してもらっていたはずである。さらに、昭 和43年ころB村役場から重複納付の連絡があり、返金された記憶があ ることから、故郷のE県でも夫の母が納付していて重複した期間であ ると記憶していた。未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の夫は、出身地であるB村に自宅を新築して定住するつもりで申立人と共に帰省し、同居していた夫の母が同地の納税組合を通じて国民年金保険料を納付したとしているところ、B村では、当時、納税組合による保険料の集金が行われていたことが確認でき、夫の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを同居していた夫の妹が証言していることから、その内容に不自然さは

みられない。また、当時のB村の納税組合による保険料集金制度では、 定住者の一人でも未納者がいると報奨金が支給されず、保険料を未納 としにくい事情があり、申立人と同居していた夫の妹も申立期間当時、 保険料を納付している。

- 2 申立期間③について、申立人の夫は、申立人と共にF町のD所やG 村のH所の建設現場に住み込みで勤務したとしているが、住民票の異 動は確認できず、申立期間②から引き続きB村で保険料が納付された とするのが自然である。
- 3 申立期間①について、申立人の夫は、A町で申立人と共に浄水場建設工事現場に勤務しており、申立人の国民年金保険料は給与から控除されていたと主張しているが、当該工事現場で保険料が給与から控除されていた事実は確認できず、申立人は既に他界していて証言が得られず、納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の うち、昭和 39 年5月から 42 年5月までの期間の国民年金保険料を納 付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年3月まで

A村(現在はB市。)役場で夫婦二人分の国民年金に加入し、保険料は地域の納税組合の集金係が当番で集金にきており、実家の母が納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、出身地であるA村に自宅を新築して定住するつもりで妻とともに帰省し、同居していた母が同地の納税組合を通じて国民年金保険料を納付したとしているところ、A村では、当時、納税組合による保険料の集金が行われていたことが確認でき、母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを同居していた申立人の妹が証言していることから、その内容に不自然さはみられない。

また、当時のA村の納税組合による保険料集金制度では、定住者の一人でも未納者がいると報奨金が支給されず、保険料を未納としにくい事情があり、申立人と同居していた妹も申立期間当時、保険料を納付している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和40年4月から41年3月まで 申立期間については、夫婦同時に国民年金に加入し、保険料を夫の分 とともに納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業(雑貨店)の経営が安定してきた昭和 40 年に夫婦で国民年金に加入し、夫の分とともに保険料を納付したとしているところ、申立人と夫の国民年金手帳記号番号は 41 年 7 月 26 日に夫婦連番で払い出されており、申立期間後の昭和 41 年度から 49 年度までの夫婦の保険料の納付日がすべて一致していることから、夫婦の国民年金の加入及び保険料の納付が一緒に行われていたことが分かり、申立期間の保険料について、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人と夫は、国民年金の加入時以降、保険料はすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親がA市B納税組合を通じて納付しており、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、同居していた父親が地元のA市B納税組合を通じて納付したとしているところ、A市によれば、B納税組合は当時、国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できており、かつ、申立人の兄は、申立人の父親が同居していた申立人及び兄の保険料を当該納税組合を通じて納付していたことを証言しており、兄は申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は短期間であり、申立人は、申立期間と同様の厚生年金保険加入期間の狭間となる昭和40年3月から同年11月までの保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成元年3月まで

昭和 47 年 12 月ごろ、父親の勧めで、A市役所(現在は、B市。)において、夫婦二人の国民年金への加入手続を自分が行った。申立期間については、A市役所又は同市役所 C 支所(現在は、B市 D 支所。)で納付書により保険料を納付しており、平成 20 年 6 月ごろ、自営していた電化店における昭和 60 年 1 月から平成元年 12 月までの現金出納帳(5 冊)を見つけ、その出納帳には、申立期間に納付した保険料の記載があるので、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自分自身のみの国民年金保険料をA市役所又は同市役所C支所で納付書により納付していたとするところ、申立人が平成20年6月ごろに見つけたとする税務申告用の現金出納帳(5冊)に記載されている国民年金保険料額は、当時の一人当たりの保険料月額と一致し、かつ、納付書により保険料を納付していたとする申立人の主張は、同市での納付方法とも合致する。

また、申立人の妻は、昭和 48 年 4 月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立人の保険料納付及び現金出納帳の記帳については申立人自身が行っていたと証言しており、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年1月から平成元年1月までの期間及び元年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から58年3月まで

② 昭和60年7月から平成元年1月まで

③ 平成元年7月から同年9月まで

申立期間①の国民年金の加入や保険料の納付については良く覚えていないが、申立期間②及び③については、妻が夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳はA区でもらったと記憶しているが紛失し、平成19年6月12日に再発行を受けた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 60 年7月ころB病院からC病院の助手として戻った際、長女が生まればかりなのでA区役所に国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の窓口で加入手続をしたと記憶している一方で、申立人の妻が、平成元年3月に転出届を行った時に申立人の妻の国民年金の未加入と申立人の国民年金保険料の未納を指摘されたので、時効にならない分の夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が平成元年3月17日に払い出され、同年4月17日に時効にかからない昭和62年1月から63年3月までの保険料を過年度納付及び63年4月から平成元年1月までの保険料を現年度納付していること、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を合わせて40万円を銀行から引き落として納付したと証言しており、その金額は、昭和62年1月から平成元年1月までの二人分の保険料額

におおむね一致している。

また、申立期間③について、申立人は、夫婦それぞれの国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立人の妻が二人分の保険料約5万円を納付書により納付したと証言しているところ、その保険料は、申立期間3か月分の二人分の保険料額におおむね一致している。

さらに、申立人及び申立人の妻の口頭意見陳述においても、申立期間 ②及び③において納付した国民年金保険料の金額及び納付状況について、 具体的に申し立てていることから、申立人及び申立人の妻の申述には 信憑性が認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、約30年前の事で国民年金の加入手続を良く覚えていないとしており、事実、国民年金の加入の状況、国民年金保険料の納付状況及び保険料の額などを記憶しておらず、保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年1月から平成元年1月までの期間及び元年7月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から同年9月まで

② 昭和49年2月から50年3月まで

申立期間①について、会社を退職後すぐにA市役所に行き国民年金加入手続をした。保険料は亡母が納付書により納付してくれていた。

申立期間②について、会社を退職した昭和 48 年 12 月にA市役所で 資格変更手続をし、保険料については納付書により私か妻が金融機関 で納付していた。この際、国民年金手帳は手渡されず、数年後にA市 役所に取りに行ったことを憶えている。

このことから、申立期間の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、昭和48年12月末にA市役所で国民年金への資格変更手続を行ったとしているところ、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁の記録には、同年12月29日が強制加入の被保険者資格取得日とされ、平成15年3月7日に昭和49年2月1日資格取得と変更されている上に、口頭意見陳述においても48年12月末に資格変更手続をしたときの状況を、具体的に説明しており、不自然なところはないことから、信憑性が認められる。

また、国民年金保険料を納付したとする妻は、納付書により金融機関で納付していたと証言している。

2 申立期間①について、納付書により母が保険料を納付してくれていた

としているが、申立期間①当時は印紙検認方式であり、納付書により 納付したとする申立てと相違する。

また、保険料を納付していたとする母は既に他界している上に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いため、申立期間①の国民年金保険料の納付状況は不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から54年6月まで

② 昭和60年11月から61年3月まで

申立期間①について、社会保険事務所によると、昭和 54 年 10 月 21 日に国民年金保険料が還付されているとのことだが、当時は転居や母の逝去など多忙な時期であり、還付の手続や還付金を受け取った記憶がない。また、申立期間②についても、還付を受けた記憶がなく、当時の領収書を持っており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「昭和 60 年度国民年金保険料領収証書」を所持していることから、国民年金保険料を納付したことが確認できるとともに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 60 年11 月 21 日に公的年金加入を理由として、国民年金の被保険者資格を喪失したため、申立期間②の保険料が還付され、その後、61 年 11 月 6 日付けで当該資格喪失の記録を取り消したことにより、申立期間②が未納となっていることが確認できる。

一方で、申立人が申立期間②において公的年金に加入した記録は無く、 申立人の年金手帳にも国民年金の被保険者資格を喪失した記録が無い上、 申立人も資格喪失手続をした記憶が無いとしていることから、事実と異 なる資格喪失による還付がなされたものと推認できる。

2 申立期間①について、社会保険庁の国民年金被保険者台帳に記載されている、記録された還付額と還付記録を元に計算した還付額が一致して

いることから、還付記録自体に不自然さはみられない。

また、国民年金被保険者台帳には、申立人が昭和54年7月24日にA町からB町へ転居したことに伴い、同台帳を同年9月25日に転居後のB町を管轄する社会保険事務所に移管したことが確認でき、当時、社会保険事務所では申立期間①に係る還付決定時の申立人の住所を把握し、還付通知書を送付できたものと考えられることから、記録管理に不備があったことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、 追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年3月まで

申立期間は申請免除期間であったが、再就職して厚生年金被保険者になることをA市役所に連絡したところ、免除分については過去 10 年間にさかのぼって保険料が追納できることを説明され、その半年後に最初の追納を行い、その後は毎年過去 2 年分ずつ保険料を追納してきたはずである。申立期間が免除期間のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

会社を退職して母の看病に専念したことをきっかけに国民年金保険料の申請免除を行い、再就職後にA市役所から免除された保険料については過去 10 年間にさかのぼって追納できるという説明を受けて、半年後に保険料の追納を開始したとする申立人の申請免除及び追納に関する記憶は具体的で鮮明である。

また、申立人は、毎年過去2年分ずつ国民年金保険料を追納してきたと主張しているところ、社会保険庁及びA市の国民年金被保険者名簿の記録によると、昭和59年1月に最初の免除期間である昭和49年度及び50年度の保険料を追納していることが確認できる上、申立人の再就職後の厚生年金保険標準報酬月額から、申立人が毎年2年分ずつ国民年金保険料を追納することは経済的にも可能であったと考えられる。

埼玉厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和 44 年7月 26 日に、資格喪失日に係る記録を45 年7月 16 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月26日から45年7月16日まで A株式会社の社員に誘われ、同社B支店に正社員として勤務した。厚 生年金保険の裁定請求時に確認したら申立期間の厚生年金保険被保険 者期間が欠落していたので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、A株式会社提出の職員台帳及び社会保険カードにより申立人が、同社B支店に勤務していたことがうかがえ、事業主照会回答書により申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、会社提出の社会保険カードの記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者 資格取得届及び喪失届を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が資格 の取得及び喪失のいずれの機会においても申立人に係る記録の処理を誤る ことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等 に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係 る昭和44年7月から45年6月までの保険料について納入の告知を行って おらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

事業主(株式会社A)は、申立人が昭和 42 年4月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 12 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 42 年 4 月から 44 年 11 月までの標準報酬月額については、 2万6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月ころから45年9月ころまで

② 平成2年10月ころから13年ころまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①については株式会社A、申立期間②については株式会社B(現在は、株式会社C。)に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は株式会社Aに勤務したと主張しているところ、社会保険事務所が保管している同社の事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日が一部しか異ならず、基礎年金番号にも未統合の42年4月7日から44年12月21日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、昭和 42 年 4 月から 44 年 11 月までの標準報酬月額については、 未統合の厚生年金保険被保険者記録から 2 万 6,000 円とすることが妥当で ある。

一方、申立期間①のうち昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 9 月ころまでの期間については、社会保険庁の記録により、株式会社Aが 44 年 12 月 21

日付けで厚生年金保険の適用事業所を全喪していること、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できるほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

申立期間②については、社会保険庁の記録により、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるほか、当該期間について、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

このほか、申立期間①のうち、昭和44年12月21日から45年9月ころまでの期間については、株式会社Aは既に全喪し、また、申立期間②については、株式会社Bは現存するが、いずれにおいても申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 9 月ころまでの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33 年7月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年1月から同年9月までの標準報酬月額については1万6,000円、同年10月から33年6月までの標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から33年5月まで

社会保険事務所に照会したところ、A株式会社に勤務していた期間の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、昭和 31 年4月から当該事業所に勤務し、33 年5月ころに退職したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の日記により、申立人及び同僚 11 名の氏名を挙げてA株式会社(現在は、有限会社B。)における当時の状況が記述されており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記の日記で記述の同僚 11 名全員について申立期間における厚生年金保険被保険者の資格の記録が確認できるが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の記録が無く、申立人と生年月日及び苗字が同一で、名前だけが申立人の「C」ではなく「D」となっている者について、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 32 年1月1日に取得し、33 年7月 25 日に喪失している記録のあることが確認できる。

なお、申立人は、当時の勤務実態に関する申立てにおいて多数の同僚の 名前を挙げているほか、同姓の同僚は複数いたが、申立人と同姓の同僚は いなかった旨を供述している。

さらに、前述の「D」の厚生年金保険の記録については、基礎年金番号

に統合されておらず、該当者がいない記録となっていることが確認できる。これらを総合的に判断すると、前述の「D」の厚生年金保険の記録が申立人の記録であると考えるのが妥当であり、事業主は、申立人が昭和 32 年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、33 年 7 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金被保険者名簿の記録により、昭和32年1月から同年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から33年6月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和31年4月から32年1月1日までの期間については、社会保険庁の記録により、A株式会社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった32年1月1日以前であることが確認できるところ、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無く、このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、これを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ① 昭和19年10月1日から21年4月1日まで

② 昭和22年5月1日から23年1月10日まで

③ 昭和21年4月1日から22年5月1日まで

申立期間①及び②について、社会保険庁の記録では、昭和23年5月5日に376円の脱退手当金を受領したことになっているが、当時給料が50円の時代にそんな大金受け取っていない。

申立期間③については、ずっと同一事業所で勤務し途中で退職したことは無い。また、長期間男性として社会保険庁に記録されていたことにも疑問が残るので、本申立てに至った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、昭和22年3月から26年5月の間で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録のある女性被保険者12名を任意に抽出し調査したところ、10名は脱退手当金が支給されていないことから、退職手続の一環として、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、平成19年7月、申立人の脱退手当金支給対象月数が14月から26月に補正されており、14月の被保険者期間であれば、脱退手当金の受給権は発生しない上、法定支給額についても、オンライン記録と相当程度相違していることから、適切な事務処理が行われたとは言い難いものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したと 認めることはできない。 申立期間③については、申立人は昭和19年10月から23年1月10日まで引き続き同一事業所で勤務し、厚生年金保険料が控除されていたとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの事実を確認できる関連資料が無い。

これらの事実及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立期間 ③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

埼玉厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年10月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A株式会社B工場における申立人の被保険者記録のうち資格取得日(昭和30年3月1日)に係る記録を29年10月7日に訂正することが必要である。

なお、昭和 29 年 10 月から 30 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立人は、昭和 29 年 10 月 7 日から 31 年 3 月 27 日までの期間及び 31 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 28 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

- ① 私は、国民年金のみを受給しており、昭和 29 年4月1日から 33 年 3月 31 日までの期間はA株式会社B工場に勤務し、厚生年金保険料を支払っていたのに同年金を受給していない。社会保険庁の記録では、昭和 30 年 3月 1日から 31 年 3月 27 日までの期間及び 31 年 8月 1日から 33 年 2月 28 日までの期間については、A株式会社B工場における被保険者記録があるとのことであるが、申立期間の全てを被保険者期間として認めてほしい。
- ② 上記のA株式会社B工場における被保険者記録については、社会保険事務所から、脱退手当金が支給済みとなっているとのことであるが、受給した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立①の厚生年金保険被保険者期間について

社会保険庁のオンライン記録では、昭和30年3月1日から31年3月27日までの期間及び31年8月1日から33年2月28日までの期間については、申立人のA株式会社B工場における被保険者記録があり、脱退手当金が支給済みとなっているところ、社会保険事務所が保管するA株

式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、29 年 10 月 7 日から 31 年 3 月 27 日までの期間及び 31 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 28 日までの期間については、事業主がそれぞれ資格取得及び資格喪失の届出を社会保険事務所に行っていることが確認できたことから、申立人の被保険者記録のうち資格取得日(昭和 30 年 3 月 1 日)に係る記録については、29 年 10 月 7 日に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和29年4月1日から同年10月7日までの期間、31年3月27日から同年8月1日までの期間及び33年2月28日から同年4月1日までの期間については、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことを確認できる関連資料が無く、また、同社は既に全喪しており事業主の所在も確認することもできない上、申立内容に係る同僚の証言も得ることができなかったことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されたことをうかがわせる事情や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和 29 年 10 月から 30 年 2 月までの標準報酬月額については、 被保険者名簿の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

2 申立②の脱退手当金の受給について

社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と前後して厚生年金保険の資格を喪失した受給資格のある女性 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同事業所にて脱退手当金を受給している者が申立人を含めて4名が確認でき、これら4名全員が資格喪失日の4か月以内に支給決定がなされており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられ、申立人についても、その手続きが行われたものと考えられる。

また、申立人については、被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示は無いものの、申立人以外の同僚にも「脱」表示は無く、また、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の被保険者名簿による資格取得日が、社会保険庁のオンライン記録の資格取得日と異なっているが、申立人の脱退手当金の支給に当たって、当時は被保険者名簿を基礎資料としていたことから、申立人に対する脱退手当金の支給額算出は被保険者名簿の期間、標準報酬月額を基に行われたものと考えるのが自然である。

これらの理由及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、上記1で確認された申立人の厚生年金保険被保険者期間(昭和29年10月7日から31年3月27日までの期間及び31年8月1日から33年2月28日までの期間)に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成6年6月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から7年6月までの期間は32万円、同年7月から8年3月までの期間は38万円と訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間①のうち、平成6年6月から同年9月までの期間 及び7年4月から同年6月までの期間について、その主張する標準報酬 月額(32万円及び38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められることから、上記1訂正後の6年 6月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録(30万円)を 32万円に、上記1訂正後の7年4月から同年6月までの期間の標準報 酬月額に係る記録(32万円)を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年6月から同年9月までの期間については、 訂正前の標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を除き、訂 正後の標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められ、また、7年4月から同年6月までの期間については、訂正前の標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保 険料を除き、訂正後の標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る 記録を平成9年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8年4月 から同年9月までは38万円、同年10月から9年1月までは36万円と することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月日 : 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年6月1日から8年4月1日まで

② 平成8年4月1日から9年2月1日まで

社会保険事務所で株式会社Aの厚生年金保険被保険者記録を確認した ところ、平成8年3月から9年1月までの加入記録が無かった。この期間は、厚生年金保険料の控除が記載された給与明細書があるので、厚生 年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、平成8年5月に標準報酬月額を6年6月まで遡及(そきゅう)して9万8,000円に引き下げられているが、6年6月1日から8年4月1日までの期間は、給与明細書に見合う本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、雇用保険、給与明細書の記録により、株式会社Aに平成6年6月1日から9年1月31日まで継続して勤務していたことが確認でき、この間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

1 申立期間①については、申立人が所持している給与明細書から、申立 人は、平成6年6月から7年3月までの期間は32万円、同年4月から 8年3月までの期間は38万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険 料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成6年6月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から7年6月までの期間は32万円、同年7月から8年3月までの期間は38万円と記録しているところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成8年4月1日)の後の同年5月8日付けで、6年6月1日に遡及(そきゅう)して訂正され、9万8,000円に引き下げられた記録が残されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、平成6年6月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から7年6月までの期間は32万円、同年7月から8年3月までの期間は38万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①のうち、平成6年6月から同年9月までの期間及び7年4月から同年6月までの期間については、上記のとおり、申立人が所持している給与明細書から、その主張する標準報酬月額(32万円及び38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の6年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録(30万円)を32万円に、上記訂正後の7年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額に係る記録(32万円)

を38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準 報酬月額と社会保険事務所で記録されていた標準報酬月額が平成6年6 月から同年9月までの期間及び7年4月から同年6月までの期間につい て、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等 で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出てお らず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料につ いて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

3 申立期間②については、上記のとおり、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し、この間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば、株式会社Aは、平成8年5月8日に同年4月1日付けで、解散を理由として全部喪失の届出を行ったことが推認され、適用事業所としての記録が無い。しかし、給与明細書及び雇用保険の記録などから、同社は、申立期間②についても営業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の記録等により、平成8年4月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から9年1月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の届出等に係るお問い合わせ(依頼)の文書を受け取りながら、回答をしなかったため、再度同じ文書を送付したところ、受取を拒絶しているが、上記のとおり、株式会社Aは、平成8年4月1日付けで、解散を理由として全部喪失しており、当該期間においては適用事業所としての記録がないことから、事業主は申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月25日に訂正し、38年1月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和38年1月25日から同年2月1日まで 申立期間は、株式会社A(現在は、株式会社B)D支店からC支店へ転 勤したときであり、同じ銀行に勤務していたので、厚生年金保険被保険 者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる上、同銀行の行員台帳により、昭和 38 年 1 月 25 日付けで C 支店に配属となったことが確認でき、同一企業内の人事異動であったことから、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和38年1月の標準報酬月額については、転勤後の38年2月分の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほか確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、元夫が国民年金の加入手続を行った後、集金人を通じて夫婦二人分の保険料をまとめて納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が、国民年金の加入手続を行った後、集金人を通じて、夫婦二人分の国民年金印紙を毎月購入し、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、加入時期は定かではないとしている上、申立期間当時に所持していたとしているオレンジ色の年金手帳は、同時期には発行されておらず、年金手帳に検認印を押してもらった記憶は無いとしていることなどから、その主張には齟齬がみられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年6月まで

社会保険事務所から、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答を受けたが、20歳の昭和32年に母親がA市役所の国民年金窓口で加入手続を行い、母親自身の国民年金保険料と一緒に6か月分の保険料を納めてくれた。

その後、B区、C市等に転居した時は、集金人及び役所の年金窓口で 保険料を納めていたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の昭和32年に国民年金に加入したと主張しているが、国民年金制度が発足したのは、36年4月であり、当時、申立人は24歳を超えていたことから、その主張には齟齬がみられる上、申立人には、年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、国民年金に加入していたとは考え難い。

また、申立人は、その後、転居先で役所の年金窓口や集金員を通じて国 民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料額、納 付時期、納付場所等については定かではないと申述している上、保険料の 納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、納付をうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年3月までの期間及び 41 年 10 月から 46 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和41年10月から46年12月まで

義姉に勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料も夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、保険料を夫婦で一緒に納付したと主張しているが、申立期間①及び②を除き、平成2年以前は夫婦の納付記録は同一の記録となっているものの、3年以降は、申立人はおおむね納付済みで、その夫はすべて未納となっていることから、その主張には齟齬がみられる。

また、申立人が所持しているその夫の国民年金手帳には、昭和 49 年 7 月 17 日に申立期間②直後の 47 年 1 月から 48 年 3 月までの夫婦二人分の保険料を納付するとともに申立期間②内の 43 年 5 月から 46 年 12 月までの夫の保険料を特例納付した記載があるものの、申立人が同期間に保険料を納付したとの記載が無く、これらの記載はいずれも、社会保険庁の記録と合致している上、特段、同記録管理に不適切な取扱いがあった事情はうかがえないことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることは困難である。

さらに、申立期間①及び②当時、国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年3月まで

申立期間については、大学の夜間部に通いながら、父親の自営業を 手伝っていたが、母親から国民年金の加入を勧められ、私が 20 歳に達 した昭和 49 年 11 月に母親が加入手続を行い、私と両親の三人分の国 民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 11 月ころ、母親が国民年金の加入手続を行い、 申立期間の保険料についても、母親が両親の保険料と一緒に納付したと しているが、母親からは証言が得られず、申立人自身も国民年金の加入 及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したこと を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、国民年 金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期は、昭和52年1月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、そのような納付を行った形跡はみられない。

さらに、A市(現在は、B市。)の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から同年12月までの保険料を52年12月に一括納付しているが、申立人の両親の当該期間の保険料は3か月ごとに納付されており、申立期間の直後の期間において、申立人と両親が一緒に納付していない状況がみられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 49 年 4 月までの期間及び 49 年 5 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から49年4月まで

② 昭和49年5月から52年3月まで

申立期間①については父が特例納付しており、申立期間②については妻が納付しているはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が昭和 49 年4月の第2回特例納付期間中、A区役所で父自身と申立人の国民年金加入手続と期間①にかかる保険料の特例納付を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると父の国民年金手帳記号番号の払出日は 55 年6月であり、父の特例納付記録でも 55 年6月に保険料納付がされている。55 年当時、申立人は、A区ではなくB市(現在のC市)に住んでおり、父がA区で申立人の国民年金保険加入手続及び保険料納付を行ったとするのは不自然である。

また、申立人は、父が加入手続をしてくれた国民年金手帳について、 形状などの具体的な記憶がない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 49 年 5 月に結婚した後、その妻が B 市役所で国民年金加入手続と保険料納付をしたとしているが、申立人の年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の払出状況を調査したところ、52 年 4 月に加入手続をしていると推察される。

昭和52年4月時点では、申立期間のうち50年4月から52年3月ま

では、保険料をさかのぼって納付することが可能な期間であるが、実際に申立人の保険料納付を行った妻は、当該期間をさかのぼって納付したという記憶が無い上、申立人は、現在保有している国民年金手帳より以前に、別の年金手帳を保有していたという記憶も無い。

また、申立人の、申立期間における納付を裏付ける関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間については、保険料を夫の分と共に定期的にA区の集金人に納付していたが、夫の分しか納付記録がなく、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が夫婦の国民年金の加入手続を同時期に行い、納付は、申立人が定期的に集金に来ていたA区の集金人に夫婦2人分の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の発行日は、夫の国民年金手帳発行日である昭和36年4月1日から約2年9か月後の38年12月13日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳発行日である昭和 38 年 12 月 13 日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以外の期間は過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、申立人はそのような納付をした記憶は無いとしており、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年3月までの期間及び10年12月から11年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月から10年3月まで

② 平成10年12月から11年6月まで

申立期間については、平成 11 年7月に夫の厚生年金の被扶養者となる手続をした際に、国民年金保険料が未納であると指摘され、9年7月から 11 年6月までの保険料約 30 万円を 11 年8月から2年間にわたり、さかのぼって毎月納付していた。当時、夫も 11 年6月の婚姻以前の期間についての保険料が未納であったため、夫婦二人分を納めたはずである。納付書は、2年分をまとめて納付するのは大変なので、A社会保険事務所へ出向き、毎月納付できるように納付書を発行してもらった。また、申立期間②については免除申請した記憶も無い。よって、当該期間が未加入及び免除期間となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から国民年金保険料の納付状況を示す家計簿の写しが提出されているが、申立期間中に納付されたことを示す記録は見当たらず、家計簿に記載がある保険料については、社会保険庁の記録においても納付済みとなっており、行政側の記録に特段の不合理性は認められない。

また、申立人は、申立期間中に納付した保険料額が約30万円であったと主張しているが、申立人の主張どおりに納付した場合の保険料額は、申立人のみの分では20万8,300円、夫婦二人分では45万7,500円となり、大きく相違する。

さらに、申立期間①については、平成9年4月にB株式会社を退職し、

雇用保険の失業給付を受給しながら、再就職活動をしており、本来は未納期間とされるべきところ、社会保険庁の記録では未加入期間となっており、行政側の事務処理上の瑕疵が推認できるものの、申立期間についての保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらず、また、申立期間①については未加入期間となっていることから、過年度納付の納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立期間②については、当初、免除申請をした記憶が無いとの 主張であったが、後日、免除申請をしたが追納したと主張を変更しており、 申立人の主張には一貫性が無く、また、追納したことを裏付ける事情も見 当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から61年3月まで

A社会保険事務所に申立期間の国民年金納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。申立期間については、とても生活が苦しく全期間納付しているわけではないが、納付できる時は大変な思いをして納付しており、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時期や保険料の納付場所、金額、納付方法等について記憶が曖昧であり、かつ、申立人から説明が得られないため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、別の手 帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

A社会保険事務所に申立期間の国民年金納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。私は、前の夫と離婚する前に1年間ぐらい国民年金に加入し、保険料を集金で納付していたので未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に現金で渡し、代わりに領収書をもらったとしており、年金手帳に検認印を押してもらったという記憶はないと主張しているが、当時の保険料の納付方法は年金手帳に印紙を貼って検認印を押してもらう印紙検認方式であり、申立内容には齟齬がある。

また、申立人は、国民年金への加入時期や資格喪失時期について記憶が曖昧で、国民年金の加入状況等が不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付ができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から同年 12 月までの期間及び昭和 37 年7月から 39 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで

② 昭和37年7月から39年3月まで

国民年金の制度が始まるとき、自分の意思でA区役所で加入手続をして、保険料は集金人に渡していた。平成 20 年 2 月ごろに、当時のアルバイトの期間が厚生年金保険に加入していたことを知ったが、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの 3 年間を通して保険料を納付してきた。保険料は納めていける金額であり、自分の意思で加入したので申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金人を通じて納付したと記憶しているところ、申立人が所持している国民年金手帳の昭和36年度から40年度分の検認印欄のうち、39年度から40年度分の同欄には、保険料の収納を示す検認印が押されているものの、申立期間の36年度から38年度までのすべての期間に検認印が押されていない上、A区役所によると、当時、集金人による保険料の徴収の際には、集金人が国民年金手帳に検認印を押印する方法しかとっていなかったとしていることから、集金人が当該方法以外で申立人より保険料を徴収したとは考え難い。

また、申立人は、集金人に納付したとする申立期間の国民年金保険料の額は申立期間の保険料とおおむね一致しているものの、申立人の納付済みとなっている昭和 39 年度の収納方法及び保険料も申立期間当時と同じであることから、このことをもって申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間において集金人を介さずに国民年金保険料を過年度納付や特例納付により納付したとする記憶は無く、かつ、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や別に国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年4月まで

結婚するまで実家で兄とともに農業の手伝いをしており、父親が国民 年金の加入手続をしてくれ、母が国民年金保険料を納付してくれた。 申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を父親にしてもらい、国民年金保険料は 母親が兄の分と一緒に納めてくれたはずであるとしているが、その兄の国 民年金手帳記号番号は昭和36年1月12日に払い出されており、保険料につ いても同年4月から納付されていることが確認できる一方で、申立人の同 手帳記号番号は昭和39年5月10日に払い出され、保険料が同年5月より納 付されていることが確認できることから、申立人の主張と相違する上に、 行政側の記録に、特段、不合理な点は認められない。

また、国民年金に加入し国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の両親は既に他界している上に、申立人が国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)が無いことから、その納付状況が不明である。

さらに、申立期間において、別の国民年金手帳が払い出されたことをう かがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 54 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 6 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から54年6月まで

② 昭和54年10月から62年6月まで

父が、私と妻の加入手続をした。国民年金保険料は、当時、商店街で 運営していた納税組合が集金に来ており、私と義母の分も含めてすべて 妻が納付していた。直接、納付書で納付したこともある。申立期間が未 納となっていることに納得できない。保険料の免除申請をした覚えもな い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において国民年金保険料の免除申請をした覚えはないと主張しているが、特殊台帳とA市の被保険者名簿の記録が一致する上、これら記録による申立人の免除期間とその妻の免除期間が一致しており、かつ、免除申請の回数も合計8回にわたっていることから、申立期間当時の行政側の記録管理に瑕疵があった可能性は考え難い。

また、申立人は、納税組合の集金により国民年金保険料を納付していた と主張しているところ、同市では国民年金組合は存在していたが、当該組 合の存在時期及び保険料の徴収が納付書方式となった時期については不明 であるとしており、かつ、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、保険料の納付状況が不 明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 54 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 63 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から54年6月まで

② 昭和54年10月から63年8月まで

義父が、私と夫の加入手続をした。国民年金保険料は、当時、商店街で運営していた納税組合が集金に来ており、主人と義母の分も含めてすべて私が納付していた。直接、納付書で納付したこともある。申立期間が未納となっていることに納得できない。保険料の免除申請をした覚えもない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において国民年金保険料の免除申請をした覚えはないと主張しているが、特殊台帳とA市の被保険者名簿の記録が一致する上、これら記録による申立人の免除期間とその夫の免除期間が一致しており、かつ、免除申請の回数も合計8回にわたっていることから、申立期間当時の行政側の記録管理に瑕疵があった可能性は考え難い。

また、申立人は、納税組合の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同市では国民年金組合は存在していたが、当該組合の存在時期及び保険料の徴収が納付書方式となった時期については不明であるとしており、かつ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、保険料の納付状況が不明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 50 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 50 年 7 月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、A市で納付していた。印紙を一面に貼って納付していたことがある。昭和48年頃には、B区役所に長男を連れてバスに乗り納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市で納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が昭和43年11月ごろに払い出された申立人の所持する国民年金手帳により、納付記録の確認が可能な昭和42年度から46年度分をみる限り、申立期間の一部を含めて全期間、国民年金印紙検認記録欄に検認の押印が無い上、同手帳にはA市及びその次の転居先であるC市の住所の記載も無く、かつ、申立人がA市に転入したころに、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、仮に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとするならば、その後の納付記録は、当該手帳記号番号で記録されているはずであるが、申立期間後の昭和 52 年 3 月以降に任意加入した記録は、申立人が現に所持する上記国民年金手帳の記号番号で記録されていることから、申立期間についてのみ、別の手帳記号番号で保険料を納付していたとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、保険料の納付状況が不明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から43年6月まで

私は、昭和39年7月から43年6月までの期間、運送業をしていた。

A市役所から国民年金に未加入であることを知らされたので、いつも、 A市役所前のB所横に車を止め、納付書により保険料を国民年金の窓口 で支払った。未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市出身で住所歴がA市のみであり、そのA市において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、かつ、社会保険庁の記録でも、氏名を複数の読み方で検索したが該当者は無い。

また、申立人は、国民年金保険料をA市役所の国民年金担当の窓口において納付書で納付したと主張しているが、A市において保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に変更されたのは、昭和 44 年 4 月からであり、申立人の主張には齟齬がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 51 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和42年8月から51年11月まで

A市役所(現在は、B市役所)から通知があり、国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、申立期間の保険料について、特例納付した記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を特例納付したと主張する申立期間のうち、昭和42年8月から43年5月までの10か月間は強制被保険者期間であったが、43年6月から51年11月までの102か月は任意被保険者期間であったため、同期間は特例納付及び過年度納付はできない期間であった。

また、申立人は、昭和 51 年 12 月 11 日にはじめて国民年金被保険者となったことにより国民年金手帳記号番号が払い出されており、別の記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) も無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成3年4月から5年7月まで

A市役所(現在は、B市役所)から、国民年金保険料未納の通知があり、父が市役所に出向き手続を行い、申立期間の保険料を遡及して一括納付したので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年7月ころに払い出されており、その払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であった。

また、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年11月までの期間及び9年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成4年3月から同年11月まで

② 平成9年3月から同年4月まで

A市役所(現在は、B市役所)から、国民年金保険料未納の通知があり、父が申立期間の保険料を一括して納付したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した具体的な状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、平成9年5月14日からの国民年金第3号被保険者期間については確認できるものの、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時の住所地であったA市(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿及び保険料納付台帳においても、申立人の氏名は見当たらなかった。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年9月まで

20 歳になった昭和 48 年 10 月ころ、母親がA市役所で国民年金の加入手続をし、その後、私と母親の国民年金保険料を一緒に納付していた。我が家は普段の会話でも年金のことが話題になるような年金に関心を持った家庭であり、国民年金保険料の納付を忘れることは無いので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳のころ、その母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、昭和 50 年7月にA市から転居したB市の住所は記載されているもののA市の住所の記載は無く、申立人及びその母親には、これと別の年金手帳を所持していたとの明確な記憶も無い。

また、申立人及びその母親の昭和 50 年度の納付状況をみると、申立人は、B市から 51 年 3 月 12 日に発行された納付書で同年 3 月 18 日に第 3 期分及び第 4 期分の保険料を納付しているが、申立人の母親は、A市から 50 年 4 月 1 日に発行された納付書で 50 年 7 月 30 日に 50 年度分の保険料を前納しており、申立人の母親が申立人の保険料を一緒に納付したとする記憶と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB市に在住していた昭和51年3月29日に払い出されており、払出日からすると申立期間は過年度納付することとなるが、申立人は過年度納付した記憶は無いとしている上、加入手続を行ったとするA市で、申立人の別の国民年金手帳記号

番号が払い出された形跡はみられず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

埼玉厚生年金 事案 698

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月から34年3月まで

(株式会社A)

② 昭和41年11月から42年7月まで

(株式会社B)

社会保険庁の記録によれば、株式会社Aと株式会社Bに勤務していた期間が厚生年金保険未加入となっている。

しかし、いずれの事業所でも給料から厚生年金保険料が引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所があった場所や職務内容等を憶えていることから、申立期間①について株式会社Aに、申立期間②について株式会社Bに勤務していたことはうかがえるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①の株式会社Aについて、申立人から聞き取りした事業主名では、厚生年金保険の被保険者記録を持っている者が確認できないほか、株式会社Aで厚生年金保険の適用事業所となっている事業所が全国で4件見られるところ、商業登記、厚生年金保険の適用年月日、事業主名等から、申立事業所と相違することがうかがえ、そのほかに厚生年金保険の適用事業所が確認できないため、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったと判断することは困難である。

さらに、申立期間②の株式会社Bについても、社会保険庁の記録や商業 登記から申立事業所に該当する事業所であったことがうかがえないほか、 同期間の雇用保険の加入記録も無い。 加えて、申立期間①及び②の期間について、C業関係の健康保険組合ではいずれの申立事業所も加入が確認できないとしているほか、C業関係で該当するとみられる国民健康保険の組合は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月ころから35年1月ころまで

② 昭和35年10月ころから36年4月ころまで

③ 昭和36年5月ころから同年10月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間①、②及び③の期間の被保険者記録が確認できないとの回答で あった。

申立期間①は、A市のB株式会社を退職後、C大学の建築現場で働いていたことを、申立期間②は、実家のあるD市のE株式会社が募集したF市(現在は、G市)の河川工事現場で働いたことを、また申立期間③は、H工事現場の株式会社Iで働いたことを憶えているほか、働いていたいずれの工事現場でも保険料が給与から控除されていたのを憶えていることから、被保険者記録がないというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はC大学の工事現場で従事した作業内容等を憶えていたことから勤務していたことはうかがえるものの、雇用事業主についての記憶が無い。また、C大学で確認できた元請けのJ株式会社では工事記録が確認できないことから、申立人の就労の事実、厚生年金保険料の控除の事実が確認できないほか、K協会でも、申立期間当時、同県内で鉄筋校舎の建設を請け負うことのできる「J」はなかったとしており、申立人が勤務した事業所及び厚生年金保険料の控除を確認することができなかった。

申立期間②について、河川工事の場所、作業内容等の記憶が明瞭である

ことから、E株式会社が募集したF市(現在は、G市)の河川工事現場で働いていたことは推認されるものの、同社では申立人に係る厚生年金保険被保険者の届出及び給与から厚生年金保険料を控除した事実が確認できないほか、同社において被保険者資格を昭和36年に取得した者は申立人が就労したとするF市の河川工事についての記憶が無く、同工事の同僚であったとするLについて出身地とするD市のM組合では確認できなかった。

申立期間③について、申立人が事業主であるとしている株式会社 I の現地事務所及び宿舎の存在が確認されることから、申立人がH工事現場で働いていたことは推認されるものの、同社では申立人の厚生年金保険被保険者の届出及び給与から厚生年金保険料を控除した事実が確認できないほか、申立事実に係る工事には多数の下請事業者が加わっており、申立人が勤務した事業所が特定できなかった。

申立期間①、②及び③における失業保険(現在は、雇用保険)の加入記録は確認できず、社会保険事務所の記録でも申立人の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から57年9月20日まで昭和56年4月1日から57年9月20日までの期間は、当時のA市B町(現在は、C市D町)にあったE有限会社に勤務していた。給与明細書等は持っていないが、正社員の運転手として勤務しており、自分と同じ時期に働いていた運転手の人達は皆社会保険に加入していたとのことである。同職種の観点から私も厚生年金保険に加入していたはずである。当該期間を厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間についてE有限会社に運転手として勤務していたことは認められるが、社会保険事務所が保管する被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番は認められなかった。

また、同社は昭和 57 年 9 月 21 日に全喪しており、当時の事業主からも証言が得られず、そのほか申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、当時同社の顧問をしていた労務管理事務所にも同社に係る資料は残っておらず、申立人も厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年(月不明)から39年(月不明)まで

② 昭和37年(月不明)から42年(月不明)まで

③ 昭和38年(月不明)から41年(月不明)まで

④ 昭和48年3月25日から52年12月ころまで

⑤ 昭和62年(月不明)から平成4年(月不明)まで

⑥ 昭和62年(月不明)から平成6年(月不明)まで

申立期間①のA所、同②のB所については、当初下請け仕事だったが、経営者の要望によりそれぞれの申立期間について常時在職し特許関連業務に従事した。申立期間③のC株式会社については、当初、D株式会社社長の誘いで同社に社員として勤務したが、のちに合併等でC株式会社に改組され、そのまま同社に配属されて勤務を続けた。申立期間④の株式会社Eについては、昭和34年6月17日に非常勤契約の技術嘱託社員として入社し、少なくとも52年12月ころまで勤務していた。申立期間⑤のF所、同⑥のG所については、当初は下請け仕事だったが、経営者の要望によりそれぞれの申立期間について常時在職し関連業務に従事した。申立期間の一部については記憶が曖昧だが、調査の上厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA所は、厚生年金保険の新規適用が昭和42年8月15日であるため、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB所は、厚生年金保

険の新規適用が昭和48年5月21日であるため、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、元事業主の証言により、申立人は申立期間においてC株式会社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無い。また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の居所も不明であることから、申立内容に係る証言を得ることができない。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、元事業主や同僚の証言により、申立人は申立期間において株式会社Eに勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無い。また、当該事業所は既に解散していることに加え当時の事業主や総務経理担当者も既に死亡していることから、申立内容に係る証言を得ることができない。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、事業主の証言により、申立人は平成2年12月21日から3年3月31日までの間、F所に勤務していたことが推認できる。しかしながら、当該事務所の厚生年金保険の新規適用は平成4年3月2日であるため、申立人が当該事務所に勤務していた期間において、当該事務所は厚生年金保険の適用事業所ではない。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、事業主の証言により、申立人は平成8年10月28日又は同年10月29日から9年5月31日までの間、G所に勤務していたことが推認できる。しかしながら、事業主は、給料から控除したのは所得税のみで厚生年金保険料は控除していなかったと証言している。そのほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月ころから40年5月ころまで 申立期間については、A株式会社において正社員のトラック運転手と して勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずであるが、加入記録が ないことに納得できない。

当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社に勤務していたことについては、元同僚の証言から 推認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたこ とについての明確な証言はない。

また、元役員の証言によると、申立期間当時、厚生年金保険の加入を拒む従業員については加入させない場合があったとしており、元同僚の証言においても、希望する者だけを厚生年金保険に加入させていたとしていることから、同事業所において厚生年金保険の加入の対象となる従業員の中には加入していなかった者がいた事情がうかがえる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実 を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第3種被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年7月1日まで

② 昭和32年3月14日から44年10月1日まで

A社会保険事務所の回答で昭和35年4月1日から36年7月1日まで厚生年金保険の記録がなかった。B株式会社に継続して勤務していたのに記録がないのは納得できない。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和32年3月から44年10月まで坑内員として勤務していたのに厚生年金保険第3種被保険者になっていない期間がある。全期間第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述によりB株式会社に勤務していたことがうかがえるが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立てのとおりの記録は無く、申立期間前後の健康保険番号は別の番号が付番されている。

また、事業主は関係資料を整理したため事実関係を証明できないと回答しているほか、申立人提出の「係員職務台帳」にも昭和35年4月から同年7まで空白期間があり、勤務先鉱山を確認することができない。

申立期間②について、B株式会社から分社したC株式会社元取締役は、 B株式会社が昭和34年6月23日D健康保険組合に加入し、土木建築で官 庁登録したため第1種被保険者事業所になったとしており、B株式会社の 従業員の厚生年金保険被保険者期間は、第1種被保険者であったことが推認できる。また、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、39年1月1日にB株式会社が分社した以降は、第3種被保険者を確認できなかいほか、事業主は厚生年金保険第3種被保険者の届出事実を証明できる資料がないと回答している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から31年3月まで

平成19年6月に厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を提出し、 照会したところA株式会社B所での厚生年金保険被保険者期間なしと回答された。私は、B所に3年間勤め厚生年金保険料を納付していたので 被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により申立人がA株式会社B所に勤務していたことがうかがえるが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立てのとおりの記録は無く、申立期間前後の健康保険番号の欠番も確認できない。また、申立人は、C班に所属し最下層のDで就労し、給与は歩合制であった。厚生年金保険被保険者証等の書類も会社から渡された記憶がないと申し立てている。

加えて、同社元労務担当者の証言から採炭就労者の出入りは激しく、下請け業者に採炭を請け負わせたことが推認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月ころから36年2月ころまで

② 昭和36年10月ころから同年12月ころまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、加入記録が無いことが判明した。申立期間①はA街にあった有限会社Bで販売を行っていた。申立期間②はC町にあったD店で卸売り及び配達の仕事をしていたことは確かなので、厚生年金保険の記録について再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Bは、昭和43年12月31日に全喪、44年1月31日に解散し、当時の取締役は既に死亡しているため、事業主による申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は確認できないほか、当時の同僚からも申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者名簿では、欠番も無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記 の記録は無く、社会保険庁のオンライン記録においても同事業所名及び類 似の名称等で確認を行ったものの記録は見当たらなかった。

また、申立人から事業主の氏名及び同僚の名字のみの供述があったものの、いずれも申立人の申し立てている事業所に該当する記録は無く、同事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月ころから平成5年8月ころまで 社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険が未加入になってい る。申立期間については、A株式会社に勤務していたので、当該期間を 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に勤務していたとしているが、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は当該事業所が管理していた有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

そこで、社会保険庁が保管する有限会社Bの厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、健康保険の整理番号は連番で欠番も無く、申立人の氏名は確認できなかった。

また、両事業所において申立期間当時の厚生年金保険に係る資料の保管は無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで 社会保険庁の記録では、昭和47年12月31日に資格喪失の記録である が、A公共職業安定所の失業保険被保険者離職票の離職年月日は昭和47 年12月31日の離職であるため資格喪失年月日を48年1月1日として認 めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和47年12月31日にB株式会社を離職したことを確認できるところ、社会保険事務所が保管する被保険者原票では厚生年金保険の資格喪失日は昭和47年12月31日であることが確認でき、申立人の資格喪失日について、事業主が48年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを47年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられる。

また、当該事業所における申立人以外の被保険者記録を見ると、申立人 の資格喪失日の前後の時期にあたる昭和 46 年及び 48 年において、月末に 資格喪失している者が複数名確認できるところ、月初に資格喪失している 者が見当たらないことなどから、勤務最終月には厚生年金保険料を事業主 が控除していなかった可能性もうかがえる。

さらに、当該事業所は申立人の申立期間の厚生年金保険料に係る資料が不明であるとしているなか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月19日から58年5月16日まで A社会保険事務所で年金記録を照会したところ、申立期間について厚 生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答があった。

申立期間当時、株式会社AのB営業所(以下「A」)から出向社員としてC株式会社D支店(以下「C」)に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が途切れることはないと思う。Cの在職期間が長いか、またはAの資格取得日が早いかのいずれかであると思うので、調査のうえ、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、当初アルバイトとして勤務していたAからの出向社員として、Cに勤務していたと主張しているところ、申立期間当時のAのB営業所長から、申立人についてはっきり記憶は無いものの、申立期間当時アルバイトであったと思われるが、そのような労働者を出向させることは無いとしており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間当時のCの支店長及び経理担当者によると、申立人は、Aとの配送委託業務に伴い募集した他の労働者と同様の業務に携わっていたとしており、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同様の業務に携わっていた他の労働者と同様に昭和56年7月19日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、E基金の被保険者加入記録によると、昭和 58 年 5 月 16 日に資格を取得しており、社会保険庁の記録と一致しているほか、雇用保険の記録では、Cが 54 年 9 月 10 日から 56 年 7 月 18 日まで、及び 58 年 5 月 16 日から同年 9 月 15 日までがAとしての記録となっていることが確認でき

る。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月21日から4年1月6日まで 平成3年11月に前の会社を退職後、数日で次の株式会社A(以下「A」) に引き抜きの形で正社員として転職している。少なくとも平成3年12 月はフルに働いたことをはっきり覚えている。会社の手違いであるとしても、自らには全く非のないことで、年金加入期間の空白が出来てしまうことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司、同僚の名前が社会保険庁の記録で確認でき、かつ、平成4年1月7日から7年6月11日までの同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同時期においてAに勤務していたことは推認できるほか、企業年金連合会の記録により、申立人の同社に係る資格取得日が4年1月7日と確認できることから、同社においては、社会保険庁の記録どおりの申立人に係る資格取得の届出が行われていたことがうかがえる。

また、雇用保険の記録でも、申立人のAにおける資格取得日は、平成4年1月7日とされている。

さらに、Aは、申立人に係る関連資料については不明であるとしている 上、同僚照会において申立人の氏名等を明示することを拒んでおり、申立 てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできず、申立て に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から42年3月31日まで

② 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

申立期間①については、A院に勤務しておりました。当時の記憶では厚生年金保険の掛け金を払っていたと思います。申立期間②については、結婚しB店に勤務、第一子を生んだ時、分娩費をいただいた記憶もあります。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①についてA院に勤務していたことは、院長の氏名所在地の字名、同僚の氏名等の記憶から、勤務していたことは推認できるが、当該医院の事業主及び元同僚の社会保険庁のオンライン記録からも該当事業所がなく、勤務の事実、保険料控除の事実とも確認できない。

申立人が申立期間②について、申立条件と一致する事業所は見あたらず、 また記憶している事業主、同僚の名前も姓のみで、事業所を特定すること ができず、社会保険庁のオンライン記録にも同事業所の適用記録は無い。 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から37年11月1日まで

② 昭和42年6月26日から44年7月11日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から もらった。申立期間①及び②については、家業である株式会社Aで働い ていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、大学に登校中の平日9時から15時までの時間を除き、家業である株式会社Aで土日を含めてほとんど一日中働いていたと主張しているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する株式会社Aの被保険 者原票では、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号 も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社の被保険者原票により、 申立人が、当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を昭和42年8月1日 に取得、44年7月11日に喪失し、同年8月5日に健康保険証を返納していること、また、これらの記録に訂正の痕跡が無いことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②については、当時の事業主は既に故人であり、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から34年3月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から もらった。しかし、合資会社A(当時は、B工場。以下同じ。)に勤め、 年金保険料を納めていたと記憶しており、同洋服店から同僚と一緒に通 っていた技能養成所の写真等もあるので、申立期間について被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、同僚の証言及び当時の勤務実態に係る申立内容により、申立人が合資会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する合資会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、当時は、長期の試用期間を設けており、その期間については社会保険に加入させていなかった旨の事業主の子息の証言や、申立人と同一時期に入社している複数名の同僚が入社から25か月後の昭和34年2月に厚生年金保険の被保険者となっているなど、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立人に係る人事記録、賃金 台帳等は保存されておらず、申立期間において、事業主により厚生年金保 険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情 は確認できない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年6月30日まで 昭和36年11月1日から37年8月30日まで一貫してA株式会社に勤 務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、 現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格取得日が記載されている上、 同名簿において申立期間に健保証の番号に欠番も認められない。

また、A株式会社では申立期間当時の関係資料は無いとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和34年7月から36年7月31日まで

保険料控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間はA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言等から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、同名簿において、申立期間の健康保険の番号にも欠番は認められない。

また、A株式会社では、当時の関係資料は既に処分したとしており、当時の事業主も他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月から 27 年 3 月まで

② 昭和27年6月18日から同年6月30日まで

③ 昭和27年7月から31年7月まで

申立期間①及び②においてはA所(現B所。)に、申立期間③においてはC・D・E(現F)に勤務していた。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書は無いが、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管するA所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の被保険者資格取得日及び喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間に係る同名簿には申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番もない。

また、申立期間①及び②については、B所では申立期間当時の関係資料を保存していないとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間③については、Fでは、申立人が昭和 27 年7月から31年7月までC等に勤務していた記録があるとしていることから、申立人が申立期間③当時、C等に勤務していたことは確認できるものの、Gによると、申立期間当時のC等は厚生年金保険法の対象ではなく、恩給法の対象であり、申立人には恩給法に基づく一時恩給が支給されているとしている。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は

無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から39年9月21日まで 社会保険庁の記録では株式会社Aの厚生年金保険の被保険者期間が脱 退手当金を受けたことになっているが、申請したことも受け取ったこと も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所で申立人の脱退手当金支給日の1年前に脱退手当金の支給記録のある元同僚から「会社が請求手続きをしてくれた。」との証言が得られたことから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から3か月後の昭和39年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月19日から22年4月1日まで

A社会保険事務所からの厚生年金保険の期間照会の回答によると、B株式会社(現在はC株式会社)D所における被保険者期間は、昭和22年4月1日から23年5月1日以外はないとのことであるが、自分が持っている社員手帳のとおり、同事業所へは21年8月19日に入社し、そこから厚生年金保険に加入しているという記憶があり、資格取得日に相違があるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC株式会社発行の社員手帳の入社前の履歴欄において、申立人が昭和21年8月19日に臨時としてB株式会社に入社していることが確認できるところ、C株式会社労務人事部担当者によれば、申立人は21年12月(日は不明)にB株式会社D所に入社した後、同事業所から引き続きC株式会社に移籍し、57年11月30日まで在籍したことが同社保存の人事記録(人事カード)から確認できるとしている。

また、申立期間のうちの昭和21年12月1日から22年4月1日までの4か月間については、B株式会社の引継会社であるC株式会社において、厚生年金保険被保険者期間の欠落に伴う補填金の計算を行い、その計算に基づいて、申立人に補填金75万9,200円を支給していることが、同社からの照会回答書で確認できる。

しかしながら、C株式会社は、上記補填金の支給は、申立人が以前社員であった期間のうち、厚生年金保険の記録が無い期間について救済のために行ったもので、厚生年金保険の資格取得、喪失の届出、保険料の控除と

は直接関連は無く、申立期間の厚生年金保険の資格取得、喪失の届出、保険料の控除、納付等については不明としている。

また、申立期間前後に申立事業所に入社した同僚2名は、いずれも入社してから期間(6か月、26か月)をおいて厚生年金保険の資格取得をしている。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から同年8月1日まで

A株式会社に勤務していた当時、B株式会社から転職の誘いがあったので、昭和39年4月20日付でA社を退職し、翌21日にB社C工場に入社した。一日の空白も無く入社したのに、39年4月21日から同年7月31日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。健康保険にも加入し、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、この期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び複数の同僚の証言並びに雇用保険の加入記録により、昭和39 年6月22日からBに勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB株式会社の事業所別被保険者名簿に申立期間当時申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無く、かつ、一緒に入社したとされる他の従業員の中には、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が存在しないものが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとするものの、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、かつ、事業主はすでに死亡していることから証言を得ることができず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月5日から同年9月1日まで

② 昭和33年4月1日から同年5月23日まで

③ 昭和33年8月1日から34年1月20日まで

④ 昭和34年5月15日から同年8月1日まで

⑤ 昭和35年5月21日から同年7月13日まで

申立期間①のA所は 18 歳で入社し、20 歳時に厚生年金保険に加入したと言われ、昭和 30 年 1 月より保険料を給料から天引きされた。申立期間②のB株式会社、申立期間③のC株式会社、申立期間④及び⑤の株式会社Dは何れも転職時の厚生年金の記録漏れであるが、退職した翌日には再就職しており加入漏れは1日もない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA所への申立人の勤務については、申立人の詳細な供述で推認できるものの、同僚は不明としており確認できる資料が無い。

また、A所は、昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になって おり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが社会保険 事務所の保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

さらに、元事業主は、「申立どおり届出を行った。保険料を納付した」としているものの、高齢のため記憶が明瞭でない上、関係資料も既に廃棄しているとしているため、届出、納付とも根拠が曖昧である。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のB株式会社への申立人の勤務については、申立人の具体的

な供述で推認できるものの、同僚は不明としており、確認できる資料が無い。

また、社会保険事務所が保管している同社の事業所別被保険者名簿には、 申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号の欠番も無い。 さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

申立期間③のC株式会社への申立人の勤務については、申立人の具体的な供述で推認できるものの、同僚は不明としており、確認できる資料が無い。

また、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

申立期間④の株式会社Dへの申立人の勤務については、申立人の具体的な供述で推認できるものの、同僚の回答も無く、確認できる資料も無い。

また、株式会社Dは、昭和34年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが社会保険事務所の保管する同社の事業所別被保険者名簿で確認できる。

なお、申立人は「株式会社DはC株式会社の一組織であり、社内間の異動であるため厚生年金記録は継続しているはず」と主張しているが、C株式会社は申立人の株式会社Dでの申立の前日に全喪しており、両社は別法人であり、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤については、申立人はDに勤務していた時期と主張しているが、Eで雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の申立内容には矛盾がある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた関連資料も無く控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は全ての申立事業所について退社日に関する記憶が全く無いとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和38年5月1日から43年10月31日まで A社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、 B株式会社に勤務していた昭和38年5月1日から43年10月31日まで の期間、加入事実がないとの回答であった。B株式会社とは家族ぐるみ のつきあいをしていた。この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB株式会社に勤務していたとしているが、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿に名前が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できる。

また、元事業主は申立人について、「C家のお手伝いさんとして働いており、B社の仕事は一切させていない。給料はC家が支払っており、厚生年金保険には加入させてなかったとしているほか、元従業員の中には、当時『D』というお手伝いさんがおり、結婚のため昭和43年9月か10月ころやめている」としている。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない上、昭和43年4月以降は国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所のオンライン記録で確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料もなく、控除をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年6月1日から9年2月28日まで 年金見込額のお知らせの金額が低いため、社会保険事務所で調べたと ころ、最低等級の金額で月額変更届が出されていた。平成6年ころに保 険料を滞納した際、社会保険事務所の徴収課担当者に保証人にされたが、 月額変更届を出した覚えはない。最高等級の標準報酬月額のはずが、ど うしてこんな結果になったのか、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、平成6年5月23日の時点で、社会保険事務所が、4年6月1日に遡及して申立人の標準報酬月額を変更したことが確認でき、当該処理を行った社会保険事務所では、当時の資料は保存期限の経過により既に廃棄しており、処理が行われた経緯は不明としている。

また、申立人は、代表取締役として、社会保険料の滞納について、社会保険事務所徴収課の担当者が来社した際に打合せをしたとしていることから、社会保険事務所が事業主の同意を得ることなく、勝手に記録訂正を行ったとは考え難く、仮に申立人が給与から主張どおりの厚生年金保険料を控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

さらに、申立人は、平成元年に関連の会社をつくり、在来会社と新会社 の2社から毎月 50 万円ずつの報酬を得て社会保険料を支払っていたので 社会保険料は最高限度額だとしているが、新会社の商業登記はされている ものの社会保険の手続が行われておらず、また、平成6年、7年、8年それぞれの市・県民税確定申告書の支払金額は450万円、600万円、600万円と申立人の主張には一貫性の欠如が見られる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月7日から35年10月1日まで 私はA株式会社B工場に昭和25年11月21日より35年9月30日まで 勤務していた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者記録が昭 和25年11月21日から29年5月7日となっていた。申立期間について 厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社B工場について、社会保険事務 所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、 申立期間において申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険の番号にも 欠番が見られない。

また、申立人の申立期間当時の同僚複数に照会したところ、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について証言等を得ることができず、申立人の申立期間の厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和41年8月1日から同年9月1日まで

② 昭和41年9月1日から同年12月31日まで

- ③ 昭和42年3月1日から同年6月1日まで
- ④ 昭和43年5月1日から同年6月1日まで
- ⑤ 昭和43年8月31日から44年8月31日まで
- ⑥ 昭和 45年11月1日から同年12月31日まで

申立期間①は、株式会社A、申立期間②は、B株式会社、申立期間③及び④は、株式会社C、申立期間⑤は、D株式会社、申立期間⑥は、株式会社Eにそれぞれ勤務していた時期にあたる。厚生年金保険の加入記録が見つからない。当時の給与明細書は残っていないが、入社してからの履歴は記憶に残っている。当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aへの勤務は、申立人の具体的な供述で うかがえるものの、同僚は不明としており、確認できる資料が無い。

また、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は「1か月の短期間勤務だったので厚生年金保険は給与から控除されていなかったと思う」と述べている。

申立期間②について、B株式会社への勤務は、申立人の具体的な供述と同僚の証言でうかがえる。しかしながら同社は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所で無いことが、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿

で確認できる。また、同名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。なお、B株式会社によると、申立期間当時は、試用期間を3か月設けており、厚生年金には入れていないとしているほか、同僚も3か月の試用期間があったことを認めている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、株式会社Cへの勤務は、申立人の供述、同僚の証言及び雇用保険の記録で確認できる。しかしながら同社は、昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所で無いことが、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿で確認できる。

なお、株式会社Cでの申立人の厚生年金保険の資格取得は、昭和 42 年 6 月 1 日であることが事業所別被保険者名簿で確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、申立期間が株式会社Cに勤務していた時期としているが、D株式会社で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の申立内容には矛盾がある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤について、D株式会社への勤務は、申立人の供述、同僚の証言及び雇用保険の記録で確認できる。しかしながら、同社は、昭和 43 年 8 月 31 日に全喪しており、同僚によると担当者から社会保険から脱退すると伝えられて、全喪日に退職したとしている。

なお、申立人の雇用保険の記録は、昭和44年4月20日まで確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、株式会社Eへの勤務は、申立人の具体的な供述や同僚の証言でうかがわれる。しかしながら同社は、昭和 45 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、昭和 45 年 11月1日から同年 11月 30 日までの1か月は、厚生年金保険の適用事業所で無いことが社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿で確認できる。

また、申立人の株式会社Eでの厚生年金保険の資格取得は、昭和46年3月24日であることが、事業所別被保険者名簿で確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年11月1日まで

② 昭和19年12月1日から20年8月15日まで

A株式会社で、昭和18年10月1日から19年3月31日までがB工場の勤務期間であったことは、成績通知簿により明らかであり、同年4月1日にB工場からC工場に転勤となった。

昭和19年4月以降は、C工場D所で戦時の特例で午前中は学業、午後と夜間を工場作業であったが、C工場での厚生年金記録がない。勤務していたのは事実なので是非認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A株式会社で勤務していたことについては、申立人のC工場 D所での成績通知書などから推認できる。

しかし、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴 収票などの資料は無い。

また、申立人が勤務していたA株式会社の社会保険事務所の被保険者名簿に脱落や重複などの不自然な点は無く、申立人及び申立人が主張する同僚2人を含む22人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日が同一となっており、さらに22人全員が同年代であることから、同社が一定の意図をもって、社会保険の手続を行っていたものと考えられる。

さらに、申立期間①については、労働者年金法の施行時期であり、申立 人が提出した経歴書等から判断すると、申立人は、同法の規定する被保険 者に該当していなかったものと考えられる。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月6日から43年10月1日まで

② 昭和43年10月1日から44年4月1日まで

A市の株式会社BのC工場(現在は、D株式会社E所。)に勤務していた期間が脱退手当金を支給されたことになっているが、私は受け取った記憶が無い。ぜひ調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する日付入りの「脱」の表示が記されているとともに、この日付が、社会保険庁のオンライン記録上の脱退手当金支給決定日と一致している。

また、申立人が保有している厚生年金保険脱退手当金裁定通知書には、 脱退手当金の金額が記載されているが、その金額は社会保険庁のオンライン記録と一致しているなど、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から31年2月6日まで A社の厚生年金期間について、脱退手当金の支給を受けた記憶が無い。

厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社を退職してから13か月後の昭和 32 年 3 月 15 日に支給決定されていることから事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、 社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳には脱退手当金の支給手続を 表す表示があり、同台帳上の記録とオンライン記録が一致しているなど、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が記憶している当時の同僚については、現在所在が確認できず、申立人に聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和32年4月1日から36年8月21日まで

申立期間当時、会社を退職時に脱退手当金なるものをもらえることすら知らなかったにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和36年9月19日に脱退手当金を受け取ったことになっている。一時金なるものを絶対に受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と厚生年金保険資格取得が同時期頃である女性被保険者について任意に23人を抽出し脱退手当金の支給状況を調査したところ、支給記録のある者が申立人を含め4名おり、いずれも厚生年金保険資格喪失日の1か月から8か月後に脱退手当金が支給決定されているほか、総務担当者から通算年金についての説明がなされたと申立人の同僚が証言していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主が申立人の脱退手当金請求の意思を確認の上、代理請求がなされていたものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和36年9月19日に支給決定がなされており、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、他に証 言を得るものもいない。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所で確認したところ、A株式会社B工場で厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっていた。会社を退職する時に、両親から、将来のために脱退しない方が良いと言われたことを記憶しており、自分で脱退手当金を請求したことは無く、脱退手当金を受け取ったという認識もないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社B工場で昭和 30 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 21 日に資格を喪失した女性 37 名を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め 34 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 20 名が資格喪失日の約 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、 脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されていることを意味する 表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る 厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和32年11月8日に支給決定 されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年4月1日から38年10月19日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和38年10月19日から39年4月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から38年10月19日まで

② 昭和38年10月19日から39年4月まで

社会保険庁の記録では、A銀行(現在は、B銀行。) C支店に勤務している期間の66月に関しては、昭和38年11月15日に脱退手当金支給となっている。入社3年後の昭和36年に難病にかかり、その後入退院を繰り返して退職し、退職したときも入院中で、退職後も続けて入院していたので脱退手当金の手続きをした憶えは無く退職金と一緒にもらったことはないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。また、昭和38年12月の銀行のクリスマスパーティ写真に自分が写っており、同年10月の退職はあり得ないので被保険者としても認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A銀行C支店において、昭和34年9月から43年8月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性同僚の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同社にて脱退手当金の受給権が発生する24月以上の被保険者期間がある26名のうち、申立人を含む24名に脱退手当金の支給が確認でき、かつ、24名全員が2か月から4か月以内の短期間で支給されていることを踏まえると、事業主が代理請求をしていたと考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退

手当金の支給を示す「脱」表示があるとともに、同時期に退職した当該被保 険者名簿に「脱」表示のある女性同僚から、「脱退手当金は受け取った。」と の証言がある。

さらに、申立期間①の脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和38年11月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに 申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たら ない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、 申立期間のうち、昭和33年4月1日から38年10月19日までの期間に係る脱 退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、B銀行で保管されている行員台帳により、申立 人が昭和38年10月19日付けで退職しているとの記載が確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた 事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和38年10月19日から39年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月8日から27年6月1日までの期間及び29年9月9日から30年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間、29年2月20日から同年9月1日までの期間、30年2月1日から同年4月5日までの期間及び同年5月1日から33年2月27日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

- ② 昭和26年10月8日から27年6月1日まで
- ③ 昭和29年2月20日から同年9月1日まで
- ④ 昭和29年9月9日から30年2月1日まで
- ⑤ 昭和30年2月1日から同年4月5日まで
- ⑥ 昭和30年5月1日から33年2月27日まで

平成19年6月に厚生年金の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出し、12月20日に回答をもらったが、A病院については被保険者記録無し、B病院については脱退手当金の支給記録以外は無かった。

昭和26年10月8日から27年5月31日までA病院で看護婦の仕事をしていた。勤務は夜勤を含む3交代制で、ほぼ毎日勤務していた。同僚にCさんがいた。給与からの保険料控除については憶えていない。退職の理由は、母親が早くに亡くなっており、姉が結婚で家を出ることになったので仕事を辞めて家事をすることになったからである。

昭和29年9月9日から30年4月5日までB病院で看護婦として夜勤を含めて毎日勤務した。同僚に院長の妹のDさん、Eさんがいた。当時の給与明細などは残っていないが、B病院で証明書を出してもらったの

で、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、B病院については、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A病院からの在職証明書、人事記録、及び保管している当時の人事命令書により、申立人が昭和 26 年 10 月 8 日から 27 年 6 月 1 日まで在籍勤務していたことは確認できるものの、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の届出がなされた証拠が無く、当該期間の保険料控除を確認できる資料も無い。

また、社会保険事務所で保管されているA病院の厚生年金保険被保険者 名簿にて昭和18年4月1日から29年2月20日までの期間に被保険者資格 を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、かつ、記号番号 の抜けも見当たらない。

さらに、当時の人事命令書により、同僚のC氏ほか 10 名が昭和 26 年 7 月 1 日に看護婦として本採用されていることが確認できるが、C氏を含む 6 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は 2 年後の昭和 28 年 11 月 1 日であり、かつ、残り 5 名は同病院での厚生年金保険被保険者としての記録が無いことから、当時のA病院では本採用から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間④については、B病院からの証明書及び保管している当時の退職者名簿により、申立人が昭和29年9月9日から在籍勤務していたことは確認できるものの、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた証拠が無く、当該期間の保険料控除を確認できる資料も無い。

また、当時の退職者名簿により、昭和29年8月から30年4月までに退職した者の本採用された日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較したところ、被保険者資格取得日は採用された日から4か月から6か月後となっており、かつ、申立人と同じ昭和29年9月9日に採用された看護婦見習の女性同僚の資格取得日も申立人と同じ30年2月1日であることから、当時のB病院では採用から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 3 申立期間①、③、⑤及び⑥については、最終事業所のF病院で昭和32年から38年10月までに退職して資格喪失した女性同僚の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11名中10名に脱退手当金の支給が確認でき、かつ、9名が6か月以内の短期間で支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主が代理請求をしていたと考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、F病院の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りは無く、被保険者資格喪失日から4か月後の昭和33年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに 申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たら ない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①、③、⑤及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認め ることはできない。